

平成19年12月13日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 君嶋 努

平成17年(ワ)第26032号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成19年9月20日

判 決

東京都

原 告

上記訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗  
同 金 坂 翠

東京都千代田区麹町3丁目3番地

被 告 コンチネンタル・ウェイ株式会社

上記代表者代表取締役 太 田

東京都

被 告 太 田

東京都

被 告 金

上記両名訴訟代理人弁護士

住居所不明

(最後の住所地 東京都)

被 告 田 中

東京都

被 告 福 嶋

東京都千代田区岩本町2丁目16番5号

被 告 株式会社フロンティア

上記代表者代表取締役 中 川

東京都

被 告 中 川

千葉県 [REDACTED] 被告三浦 [REDACTED]

被 告 三 浦 [REDACTED]

東京都 [REDACTED] 被 告 萩 原 [REDACTED]

被 告 萩 原 [REDACTED]

上記両名訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

東京都中央区京橋2丁目12番12号

被 告 コンチネンタル・エム・ケー・マ

ネージメント株式会社 [REDACTED]

上記代表者代表取締役 三 好 [REDACTED]

東京都 [REDACTED] 被 告 三 好 [REDACTED]

被 告 三 好 [REDACTED]

横浜市 [REDACTED] 被 告 川 田 [REDACTED]

被 告 川 田 [REDACTED]

東京都 [REDACTED] 被 告 松 川 [REDACTED]

被 告 松 川 [REDACTED]

東京都 [REDACTED] 被 告 郡 嶋 [REDACTED]

被 告 郡 嶋 [REDACTED]

上記5名訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

川崎市 [REDACTED] 被 告 加 藤 [REDACTED]

被 告 加 藤 [REDACTED]

上記訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

### 主 文

1 被告コンチネンタル・ウェイ株式会社、同太田[REDACTED]、同金[REDACTED]、同田中[REDACTED]、同福嶋[REDACTED]及び同松川[REDACTED]は、原告に対し、連帶して金175万円及びこれに対する被告コンチネンタル・ウェイ株式会社及び同松川[REDACTED]は平成16年2月18日から、被告太田[REDACTED]は同17年12

月 30 日から、同金■は同 18 年 8 月 30 日から、同田中■は同 19 年 2 月 1 日から、同福嶋■は同 18 年 12 月 11 日から各支払す  
みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

2 被告株式会社フロンティア、同中川■、同三浦■、同萩原■  
及び同松川■は、原告に対し、連帶して 104 万円及びこれに対する  
被告株式会社フロンティア及び同松川■は平成 16 年 9 月 27 日  
から、被告中川■は同 18 年 1 月 7 日から、同三浦■は同年 8 月  
31 日から、同萩原■は同年 9 月 3 日から各支払すみまで年 5 分の  
割合による金員を支払え。

3 被告コンチネンタル・エム・ケー・マネージメント株式会社、同三  
好■、同川田■、同加藤■及び同郡嶋■は、原告に対し、連帶  
して 1560 万円及びこれに対する被告コンチネンタル・エム・ケー  
・マネージメント株式会社及び同郡嶋■は平成 17 年 7 月 8 日か  
ら、被告三好■は同 18 年 1 月 30 日から、同川田■は同 17 年 1  
2 月 28 日から、同加藤■は同 18 年 2 月 8 日から各支払すみまで  
年 5 分の割合による金員を支払え。

4 原告のその他の請求を棄却する。

5 訴訟費用は、原告の被告コンチネンタル・ウェイ株式会社、同太田  
■、同金■、同田中■、同福嶋■及び同松川■を被告とする  
請求に要した費用は、これを 5 分し、その 1 を原告の負担とし、その  
余を前記被告らの負担とし、原告の被告株式会社フロンティア、同中  
川■、同三浦■、同萩原■及び同松川■を被告とする請求に  
要した費用は、これを 20 分し、その 1 を原告の負担とし、その余を  
前記被告らの負担とし、原告の被告コンチネンタル・エム・ケー・マ  
ネージメント株式会社、同三好■、同川田■、同加藤■及び同郡  
嶋■を被告とする請求に要した費用はこれを 5 分し、その 1 を原告

の負担とし、その余を前記被告らの負担とする。

6 この判決は、第1ないし第3項に限り仮に執行することができる。

### 事実及び理由

#### 1 請求

- (1) 被告コンチネンタル・ウェイ株式会社、同太田[■]、同金[■]、同田中[■]、同福嶋[■]及び同松川[■]は、原告に対し、連帶して265万円及びこれに対する被告コンチネンタル・ウェイ株式会社及び同松川[■]は平成16年2月18日から、被告太田[■]は同17年12月30日から、同金[■]は同18年8月30日から、被告田中[■]は同19年2月1日から、同福嶋[■]は同18年12月11日から各支払まで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告株式会社フロンティア、同中川[■]、同三浦[■]、同萩原[■]及び同松川[■]は、原告に対し、連帶して105万円及びこれに対する被告株式会社フロンティア及び同松川[■]は平成16年9月27日から、被告中川[■]は同18年1月7日から、同三浦[■]は同年8月31日から、同萩原[■]は同年9月3日から各支払まで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 被告コンチネンタル・エム・ケー・マネージメント株式会社、同三好[■]、同川田[■]、同加藤[■]及び同郡嶋[■]は、原告に対し、連帶して1790万円及びこれに対する被告コンチネンタル・エム・ケー・マネージメント株式会社及び同郡嶋[■]は平成17年7月8日から、被告三好[■]は同18年1月30日から、同川田[■]は同17年12月28日から、同加藤[■]は同18年2月8日から各支払まで年5分の割合による金員を支払え。

#### 2 事案の概要

- (1) 本件は、原告が、被告コンチネンタル・ウェイ株式会社、同株式会社フロンティア及び同コンチネンタル・エム・ケー・マネージメント株式会社（以下、順次「被告コンチネンタル・ウェイ」、「被告フロンティア」及び「被告コンチネンタル・エム・ケー」という。）は、登録業者でも禁止されている未公開

株式の取引を目的に設立された会社であり、原告は、上記3社の従業員の違法な勧誘により未公開株式を購入したため損害を被ったとして、上記被告各会社に対し、民法709条もしくは同法715条に基づき、上記3社の各代表取締役及び取締役に対し、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第78条の規定により従前の例によるところの商法（平成17年法第87号による改正前のもの）266条の3第1項（以下「改正前266条の3」という。）に基づき、上記3社の各従業員に対して民法709条に基づき、それぞれ原告が支出した未公開株式の代金相当額の損害金、慰謝料（被告フロンティア、その代表取締役及び取締役並びに勧誘を行った従業員に対しては請求しない。）及び弁護士費用相当損害金並びにこれらに対する、上記被告各会社及び各従業員に対しては不法行為の最後日又は不法行為の日から、上記3社の各代表取締役及び取締役に対しては、各本訴状送達の日（請求の日）の翌日から、いずれも民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるのに対し、各被告が責任原因を争い、被告フロンティア、同三浦及び同萩原が過失相殺を主張して争う事案である。

## (2) 前提事実

以下の事実は当事者間に争いがないか証拠により容易に認められる事実である。

イ　原告（昭和6年[ ]生）は、[ ]大学を卒業後ビオラ奏者として交響楽団に所属して生計を立て、同楽団を定年退職した後は任意団体のオーケストラで音楽活動を行っている。原告は、平成10年3月23日、東京都から「心房細動によるアダムス・ストークス症候群による心臓機能障害（身辺活動困難）」により身体障害程度等級1級の認定を受けている。

ロ　被告3社は、いずれも未公開株式の取引を行っていたが、証券業を行うための内閣総理大臣の登録は受けていなかった。原告が被告各会社から本件未公開株式を購入した当時、被告コンチネンタル・ウェイの代表取締役は被告

太田[■]であり、取締役として同金[■]、同田中[■]及び同福嶋[■]が登記されていた。被告フロンティアの代表取締役は被告中川[■]であり、取締役として被告三浦[■]、同萩原[■]が登記されていた。被告コンチネンタル・エム・ケーの代表取締役は被告三好[■]であり、取締役として被告川田[■]及び同加藤[■]が登記されていた。

ハ 原告は、被告松川[■]を通じて、平成15年11月6日にイーバンク銀行株式会社の株式2株を80万円で、同16年2月28日に同株式2株を70万円で購入した（以下、これらの株式を「コンチネンタル・ウェイ取引株」という。）。原告は、被告フロンティアの従業員であった被告松川を通じて、平成16年9月27日にジャパンメディアシステム株式会社の株式5株を95万円で購入した（以下「フロンティア取引株」という。）。原告は、その後被告コンチネンタル・エム・ケーの従業員となっていた被告郡嶋[■]を通じて、平成16年9月13日に理建工業株式会社の株式1000株を150万円で、同年10月13日にジャパンメディアシステム株式会社の株式を1株40万円で、同年11月8日にイーバンク銀行株式会社の株式2株を90万円で、同年11月24日に日本自動車ターミナル株式会社の株式20株を80万円で、同月26日に同株式10株を40万円で（このほか、原告は、同年11月24日に日本自動車ターミナル株式会社の株式30株を購入したと主張している。）、YKK株式会社の株式5株を200万円で（原告は、同年10月19日に同社の株式5株を200万円で、同17年1月11日に同株式5株を200万円で購入したと主張している。）、同16年10月19日にアース製薬株式会社の株式100株を200万円で、同17年4月6日に同株式60株を120万円で、同年6月8日に同株式100株を200万円で、同年7月8日に株式会社バイオバンクの株式3株を100万円で購入した（以下、これら争いのある株式も含めて「コンチネンタル・エム・ケー取引株」という。）。

### (3) 争点及び当事者の主張

本件は、被告各会社による未公開株式の取引、従業員の勧誘行為の違法性（不法行為の成否）、これに対する各被告の損害賠償責任及び原告の損害が争点であり、争点に対する当事者の主張は以下のとおりである。

#### イ 原告

(イ) 証券取引法は、証券業者としての登録を受けない者は、証券取引を行ってはならないと定め、違反に対しては刑罰（3年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金、又はこれらの併科）が定められている。また、日本証券業協会は、その自主規制規則により、登録業者であっても、グリーンシート銘柄を除く未公開株式の取引を原則禁止している。原告が、被告各会社から購入した株式は、いずれもグリーンシート銘柄ではない未公開株式である。上記法及び自主規制規則は、一般投資家の保護と証券取引の秩序維持のために定められているのであり、証券業の取引業者としての登録を受けていない被告各会社によるグリーンシート銘柄でない未公開株式の原告との取引は、それ自体公序良俗に反する違法な行為であるうえ、後記のとおり、従業員である被告松川もしくは被告郡嶋をして、高齢で身体障害者であり、証券取引の知識、経験を欠き、同取引につき適正な判断能力をもたない原告に対し、「近いうちに上場する。」、「上場すれば大きな利益が得られる。」などと甘言を弄して未公開株式購入の勧誘を行わせ、原告に本件未公開株式を購入させたもので不法行為となる。

原告は、前記不法行為により、コンチネンタル・ウェイ取引株の購入代金として150万円、フロンティア取引株の購入代金として95万円及びコンチネンタル・エム・ケー取引株の購入代金として1540万円を支払い、各購入代金相当額の損害を被った。

(ロ) 原告が被告各会社から本件未公開株式を購入した当時、被告コンチネンタル・ウェイの代表取締役であった被告太田、同取締役であった被告金、

同田中及び同福嶋、被告フロンティアの代表取締役であった被告中川、同取締役三浦及び同萩原並びに被告コンチネンタル・エム・ケーの代表取締役であった被告三好、同川田及び同加藤は、被告各会社の取締役として、被告各会社が適正な運営を行うよう監督すべき注意義務があったのであるから、被告各会社が証券取引業者としての登録も受けず、しかも、日本証券業協会が自主規制により禁止しているグリーンシート銘柄以外の未公開株式の取引というそれ自体違法な取引を行っている場合には、これを是正すべきであったというべきであり、それにもかかわらず、被告各会社の設立、運営に代表取締役又は取締役として積極的、主体的に関与していたのであるから、取締役としての監督義務違反があり、そのことに重過失があったことは明らかであって、改正前 266 条の 3 に基づき、それぞれ原告の本件未公開株式購入による前記損害を賠償する責任がある。

(イ) 被告松川は、被告コンチネンタル・ウェイの従業員としてコンチネンタル・ウェイ取引株を、被告フロンティアの従業員としてフロンティア取引株を購入するよう原告に勧誘して購入させ、被告郡嶋は、被告コンチネンタル・エム・ケーの従業員としてコンチネンタル・エム・ケー取引株を購入するよう原告に勧誘して購入させた。被告松川及び被告郡嶋は、被告各会社が行う違法な未公開株式の取引において、「近いうちに上場する。上場すれば大きな利益が得られる。」などと甘言を弄して、原告にその旨誤信させ、本件未公開株式を購入させた。同被告らの原告に対する本件未公開株式購入の勧誘は違法であり、民法 709 条に基づき、被告松川は、コンチネンタル・ウェイ取引株及びフロンティア取引株購入による前記原告の損害を、被告郡嶋は、前記原告のコンチネンタル・エム・ケー取引株購入による損害を賠償する責任がある。

(二) 原告は、音楽一筋で生活してきた。原告が本件未公開株式の取引によって失った金員は、原告夫婦の老後の生活資金であり、これを失ったことに

より老後の生活に強い不安をもつようになった。原告のこれによる精神的苦痛に対する慰謝料は少なくとも200万円を下ることはない。原告は、被告コンチネンタル・ウェイ、その代表取締役及び取締役並びにコンチネンタル・ウェイ取引株の購入を勧誘した被告松川に対し、また、被告コンチネンタル・エム・ケー、その代表取締役及び取締役並びにコンチネンタル・エム・ケー取引株の購入を勧誘した被告郡嶋に対し、いずれも100万円の慰謝料の支払を求める。

また、本件と相当因果関係のある弁護士費用は、被告コンチネンタル・ウェイ関係で15万円、被告フロンティア関係で10万円及び被告コンチネンタル・エム・ケー関係で150万円である。

(ホ) 本件においては、過失相殺をするのは著しく正義に反する。

ロ 被告コンチネンタル・ウェイ関係

(イ) 被告コンチネンタル・ウェイ及び被告太田

被告松川は、被告コンチネンタル・ウェイの従業員であったことはないし、被告コンチネンタル・ウェイが、原告とコンチネンタル・ウェイ取引株につき取引をしたことはない。また、原告が、コンチネンタル・ウェイ取引株を被告コンチネンタル・ウェイから購入した証拠として提出した領収証等（甲2及び3の各1ないし3）は、被告コンチネンタル・ウェイが作成したものではない。被告コンチネンタル・ウェイが、同領収証等に記載してある肩書住所地に事務所を置いたこともないし、同領収証等に同所を事務所所在地と表示したこともない。

(ロ) 被告金

被告太田らは、平成12年8月22日、寝装具、浄水器、衣料用繊維製品等の輸出入や販売を目的とするコンチネンタル・ウェイ株式会社を設立し、被告金は、被告太田の要請により同社の取締役に就任し、寝装具等につき中国との輸出入の業務を行っていた。同会社は、平成15年3月に、

日本橋箱崎にあった事務所を千代田区麹町に移転した。しかし、被告金は、元の箱崎の事務所にとどまり、従前と同様中国との輸出入の業務を行い、同会社が麹町に移転した後の同社の業務には関与しておらず、未公開株式の取引をしていることも知らなかつた。被告金は、同社が麹町に移転した後は、同社の取締役であるとの意識はなく、平成15年夏ころ、被告太田に取締役の辞任を申し出て承諾を得た。被告金の前記取締役の登記は、平成17年7月6日まで抹消されなかつたが、これは被告太田が、同会社内での地位保全のため抹消を遅らせたからである。

したがつて、被告金は、被告コンチネンタル・ウェイの名目上の取締役にすぎず、また、平成15年夏ころには取締役を退任しているので、原告とコンチネンタル・ウェイ取引株の取引による損害を賠償する責任を負わない。

#### (イ) 被告福嶋

被告太田から依頼され被告コンチネンタル・ウェイの取締役に就任した。しかし、取締役会に出席したことや議事録に署名したこともないし、報酬を得たこともない名目上の取締役にすぎないので、原告の損害を賠償する責任はない。

#### (二) 被告田中

公示送達による呼出しを受けたが、答弁書その他の準備書面も提出しない。

### ハ 被告フロンティア関係

#### (イ) 被告フロンティア及び被告中川

被告松川は、平成16年9月13日ころ被告フロンティアに入社し、原告との間で、コンチネンタル・ウェイ取引株の売買契約を締結した。同取引は、被告松川の勧誘によって始まったのではない。原告が被告松川に連絡をとり、被告コンチネンタル・ウェイから購入したジャパンメディアシ

ステム株式会社の株式を見せたため、同被告が、「被告コンチネンタル・ウェイは高い。私がもっと安く買わせてあげる。」といって契約締結に至り、その代金は[ ]名義で支払われた。原告が被告コンチネンタル・ウェイから前記株式を購入した際の1株当たりの値段は40万円であり、被告フロンティアはそれより安く1株19万円で原告に売却したのであるから、被告松川の前記説明は事実に合致しており違法な勧誘ではない。原告は、[ ]と検討の上、前記株式の購入を決定したのであり、被告フロンティアの勧誘によって前記株式を購入したのではない。

コンチネンタル・ウェイ取引株については、平成17年10月当時1株当たり7万5000円で増資がなされた。上場株式においても、第三者割当などによる増資がなされるときの1株の引受価格と取引所における価格が乖離することは全く珍しいことではなく、増資の引受価格が7万5000円であれば一般人の相対取引においてはその何倍もの価格で取引されることもある。したがって、原告は、前記株式を保有しており、何ら損害は発生していない。

被告フロンティアに不法行為が成立するとしても、前記のとおり原告は、自ら被告松川と連絡をとり、同被告が勧めてもいない前記株式を自ら積極的に購入したのであるから、原告には過失があり、損害額全額につき過失相殺されるべきである。

#### (ロ) 被告三浦及び同萩原

原告は、平成16年9月27日に被告フロンティアから購入したフロンティア取引株につき、同年11月30日をもって被告フロンティアの取締役を退任した被告三浦及び同萩原に対し責任を追及するが、その帰責性については何ら主張・立証されていない。

原告は、フロンティア取引株を被告フロンティアの勧誘によって購入したのではなく、自発的に被告フロンティアの従業員であった被告松川と連

絡をとり、興味をもって自ら購入したのであり、証券取引法（現金融商品取引法）違反を窺わせる「不特定性」を欠いており、違法の事実はない。

原告は、フロンティア取引株を購入したことを前提に、新株引受権行使して新株を取得した。したがって、原告が、新株引受の前提となる前記株式の購入につき違法性を主張して損害賠償を求めるのは権利濫用である。

ジャパンメディアシステム株式会社は、上場可能性を予想させる企業であり、企業価値も相当あると思われ、同社が上場した場合には、同社の株式であるフロンティア取引株により原告は相当の利益を上げることが予想できる。したがって、原告は、同株を保有している以上原告に損害はなく、フロンティア取引株についての本件損害賠償請求は、利益の二重取りになり許されない。

また、被告らに損害賠償責任があるとしても、過失相殺をすべきである。

## ニ 被告コンチネンタル・エム・ケー関係

### (イ) 被告コンチネンタル・エム・ケー、被告三好及び同川田

被告コンチネンタル・エム・ケーは、証券取引業者としての登録を受けているが、それだけで本件取引が不法行為となるものではない。

コンチネンタル・エム・ケー取引株のうち、日本自動車ターミナル株式会社の株式については、平成16年11月24日に30株、同月26日に20株の取引をしたこと、YKK株式会社の株式については5株の取引をしたことは認める。また、平成17年4月6日に取引したアース製薬株式会社の株式60株の代金120万円については、同16年9月13日に取引したジャパンメディアシステム株式会社の株式1株を原告への売買代金額である40万円で被告コンチネンタル・エム・ケーが買い戻し、同代金を前記アース製薬株式会社の株式60株の代金120万円に充て、同じく、平成17年6月8日に取引したジャパンメディアシステム株式会社の株式

100株の代金200万円については、同16年4月14日に取引した大塚製薬株式会社の株式10株の代金150万円で被告コンチネンタル・エム・ケーが買い戻し、同代金を前記ジャパンメディアシステム株式会社の株式100株の代金200万円に充てたので、原告が、実際に支払ったのは、前記アース製薬株式会社の60株の代金については80万円、ジャパンメディアシステム株式会社の株式については50万円である。

したがって、原告が被告コンチネンタル・エム・ケーに対し、コンチネンタル・エム・ケー取引株の代金として支払ったのは1030万円である。

#### (口) 被告加藤

被告加藤は、平成15年9月1日、被告コンチネンタル・ウェイに入社した。被告加藤は、同会社で決められた銘柄を決められた価格で販売するだけであった。被告コンチネンタル・ウェイは、被告三好が、被告太田から借りていた会社であり、被告コンチネンタル・エム・ケーは、被告三好が独立して設立した会社である。被告加藤は、平成16年7月20日ころ、被告三好から、被告コンチネンタル・エム・ケーの設立にあたり、同会社の取締役になるよう求められ、その場では波風を立てたくなかったから一応「はい。」と返事したが、取締役就任を承諾するつもりはなく、後に、取締役就任についての正式な手続があるから、その際断ればよいと思っていた。そして、その後正式な選任の手続はなく、取締役に就任せずにすんだと思っていた。

被告加藤は、被告コンチネンタル・エム・ケーを平成16年8月3日に退職した。仮に、それまで被告コンチネンタル・エム・ケーの名目上の取締役であったとしても、同日をもって名目上の取締役の地位も終了している。

被告加藤は、平成18年5月10日、被告コンチネンタル・エム・ケー

の取締役として登記されていることを知り、直ちに被告三好にその理由を問い合わせたが、明確な回答が得られず、その後も前記登記が放置されていたので、平成19年3月1日、内容証明郵便による通知書をもって、被告三好に対し、前記登記を是正するよう申し入れた。

以上によれば、被告加藤を被告コンチネンタル・エム・ケーの取締役とする適式な選任決議もないし、被告加藤が取締役に就任すること及び取締役就任登記をすることを承諾したこともなく、本訴提起後の平成18年5月に登記簿を見るまでは、取締役として登記されていることも知らず、知った後は、同登記の是正を求めているのであるから、被告加藤が改正前266条の3に基づく取締役の責任を負うことはない。

#### ホ 被告松川及び同郡嶋

被告松川は、一時被告コンチネンタル・ウェイの従業員であったことがあり、同会社において上司であった被告三好のために業務に従事していた。被告松川が、コンチネンタル・ウェイ取引株及びフロンティア取引株につき原告と取引をしたことは認める。被告郡嶋が、原告とコンチネンタル・エム・ケー取引株につき取引したことは認める。しかし、両被告とも、前記取引に当たり、「必ず儲かる。」、「必ず値上がりする。」などといって勧誘したことはない。

### 3 爭点に対する判断

#### (1) 本件取引の経緯

前記前提事実に証拠（甲10の1の1ないし3、甲10の2、甲11の1の1及び2、甲11の2、甲12の1ないし4、甲13の1及び2、甲14、15、18、乙イ7、8、乙ハ6、7、乙ニ1、2の1及び2、乙ヘ1及び2、原告、被告三好、同加藤）及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実が認められる。

イ 被告コンチネンタル・ウェイは、被告太田が代表取締役となり、平成12

年8月22日に電解イオン水生成装置の製造、販売及び輸出入等を目的として設立された会社であり、被告太田が、平成17年6月16日までその代表取締役に就任していた。被告金は、被告コンチネンタル・ウェイで貿易関係の仕事に従事していたが、平成15年3月3日、被告太田の求めに応じ、同会社の取締役に就任し、その旨登記され、平成17年6月16日に辞任した旨の登記がなされている。被告福嶋及び被告田中については、平成15年3月3日に同会社の取締役に就任し、被告福嶋は平成16年3月22日に辞任した旨の、被告田中は同年9月17日に退任した旨の登記がなされている。被告コンチネンタル・ウェイは、平成15年3月3日に当時東京都中央区日本橋にあった本店を東京都千代田区麹町に移転し、同時に、コンピューターのソフトウェア、ハードウェアの開発及び販売、株式投資業務及び株式の保有等に目的を変更し、さらに、同16年3月22日には有価証券等金融商品の販売等に変更した。被告コンチネンタル・ウェイは、平成17年6月16日に商号を「株式会社CIF」と変更したが、同19年5月7日、元の商号である現商号に変更した。被告三好は、被告川田と共に、被告コンチネンタル・ウェイが本店を麹町に移転したころから、同会社の業務として、未公開株式の取引を始めた。

ロ その後、被告三好は、平成16年5月21日、東京都中央区京橋に本店を置く被告コンチネンタル・エム・ケーを設立し、自ら代表取締役に就任して、未公開株式の取引を始めた。被告川田及び被告加藤については、設立当初から取締役に就任した旨の登記がなされている。

ハ 被告フロンティアは、被告萩原が中心となり、被告三浦及び被告萩原の妻と共に出資者となって、平成16年1月23日、投資業等を目的とし、被告中川を代表取締役として設立した会社であり、未公開株式の取引を行っていた。被告萩原及び同三浦は、被告フロンティア設立当初から取締役に就任し、同16年11月30日に退任した旨登記がなされている。

ニ 被告コンチネンタル・ウェイ、被告フロンティア及び被告コンチネンタル・エム・ケーは、共に専ら未公開株式の販売を主たる業務として営業活動をしていた。証券取引法28条（現金融商品取引法29条）は、証券業を行うためには内閣総理大臣の登録を受けることを義務づけており、これに違反した場合は、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金に処し、又は併科の罰則が規定されている。未公開株式は、証券会社の取り扱いわゆるグリーンシート銘柄を除き、会社情報が公開されず、売買の気配値もないことからその客観的価値を評価することが極めて困難な商品であることから、日本証券業協会は、グリーンシート銘柄を除く未公開株式の取引を禁止する規則を定めて、未公開株式の取引の自主規制を行っている。被告各会社が、原告に販売した株式は、いずれもいわゆるグリーンシート銘柄以外の未公開株式であった。

ホ 原告は、昭和6年生まれの男性で、[REDACTED]大学を卒業後、ビオラ奏者として交響楽団に所属し、昭和61年に同楽団を退職した後は任意団体のオーケストラで音楽活動を行っていた。原告は、平成10年3月23日、心臓機能障害により身体障害程度等級1級の認定を受けている。原告は、証券取引の経験はほとんどなかった。平成15年秋ころ、当時被告コンチネンタル・ウェイの従業員であった被告松川から、「間もなく上場される。未公開株式は上場したときにはかなり儲かる。」などといって未公開株式購入の勧誘を受けた。証券取引の経験がほとんどなかった原告は、被告松川の言葉を信じ、未公開株式を購入することにし、平成15年11月6日にイーバンク銀行株式会社の株式2株を80万円で、同16年2月28日に同株式2株を70万円で購入した（コンチネンタル・ウェイ取引株の購入）。原告は、被告松川から贈物を受けたり、音楽の話をしたりして、同被告と親しくなっていたところ、同被告が被告コンチネンタル・ウェイを退職したと聞き、連絡をとつて面会することにした。原告が被告松川と面会し、被告コンチネンタル・ウ

エイで被告松川の後任となった被告郡嶋から 1 株 40 万円で購入したジャパンメディアシステム株式会社の未公開株式の株券を見せたところ、「被告コンチネンタル・ウェイは高すぎる。」、「私がもっと安く買わせてあげる。」などといって、同被告が当時勤務していた被告フロンティアからジャパンメディアシステム株式会社の未公開株式の購入を勧められ、平成 16 年 9 月 27 日に同株式 5 株を 95 万円で購入した（フロンティア取引株の購入）。その後、被告コンチネンタル・エム・ケーの従業員として未公開株式の販売業務に従事していた被告郡嶋から原告に対し、被告コンチネンタル・ウェイの名前が被告コンチネンタル・エム・ケーに変わったと連絡があり、以後同被告がしばしば原告方に訪問したり電話をかけて、被告松川と同様に、「未公開株式は上場したときはかなり儲かる。」などといって被告コンチネンタル・エム・ケーから未公開株式を購入するよう勧誘した。原告は、同被告の勧誘を受けて、被告コンチネンタル・エム・ケーから、平成 16 年 9 月 13 日に理建工業株式会社の株式 1000 株を 150 万円で、同年 10 月 13 日にジャパンメディアシステム株式会社の株式を 1 株 40 万円で、同年 11 月 8 日にイーバンク銀行株式会社の株式 2 株を 90 万円で、同年 11 月 24 日に日本自動車ターミナル株式会社の株式 50 株を 200 万円で、同月 26 日に同株式 10 株を 40 万円で、同年 10 月 19 日に YKK 株式会社の株式 5 株を 200 万円で、同 17 年 1 月 11 日に同株式 5 株を 200 万円で、同 16 年 10 月 19 日にアース製薬株式会社の株式 100 株を 200 万円で、同 17 年 4 月 6 日に同株式 60 株を 120 万円で、同年 6 月 8 日に同株式 100 株を 200 万円で、同年 7 月 8 日に株式会社バイオバンクの株式 3 株を 10 万円で購入した（コンチネンタル・エム・ケー取引株の購入）。なお、被告コンチネンタル・エム・ケーは、前記コンチネンタル・エム・ケー取引株のうち、平成 16 年 11 月 24 日に購入した日本自動車ターミナル株式会社の株式は 20 株であり、また、YKK 株式会社の株式の購入は 5 株であった

と主張し、郡嶋の陳述書（乙ハ6）にはそれに沿う記載があるが、同記載部分は前掲証拠に照らし採用できず、他に上記認定を覆すに足りる証拠はない。

原告は、コンチネンタル・エム・ケー取引株のうち、平成17年4月6日に購入したアース製薬株式会社の株式60株の代金120万円については、原告が、平成16年10月13日に購入していたジャパンメディアシステム株式会社の株式1株を被告コンチネンタル・エム・ケーがその原告の購入価格であった40万円で買い戻し、その代金をその支払に充てることにし、残代金80万円を支払った。また、同取引株のうち平成17年6月8日に購入したアース製薬株式会社の株式100株の購入代金200万円については、以前被告松川の勧誘により購入していた大塚製薬株式会社の株式を購入代金150万円で被告コンチネンタル・エム・ケーが買い戻し、その代金を前記アース製薬の株式の代金に充て、原告が実際に支払ったのは残代金50万円であった。したがって、原告がコンチネンタル・エム・ケー取引株の代金として、被告コンチネンタル・エム・ケーに対し、実際に支払った代金は1350万円であった。

## (2) 被告各会社の賠償責任

前記認定事実によれば、被告各会社は、証券取引法28条（現金融商品取引法29条）で定める登録を受けないで、しかも、日本証券業協会がその取引を自主規制しているいわゆるグリーンシート銘柄以外の未公開株式の取引を行っていたことが認められる。同法が、国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、有価証券の発行及び売買その他の取引を公正ならしめ、且つ、有価証券の流通を円滑ならしめることを目的として制定され（証券取引法1条），同法28条違反については、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金に処し、又は併科という罰則を規定していること、日本証券業協会が、未公開株式の取引が同法の目的に反するおそれがあるため、いわゆるグリーンシート銘柄以外の未公開株式の取引を自主規制していると解されることに照らすと、無

登録業者によるグリーンシート銘柄以外の未公開株式の売買は、それ自体極めて違法性が高く、公序良俗に反する違法な行為であるというのが相当である。

したがって、無登録業者である被告各会社が原告と行ったグリーンシート銘柄でない本件未公開株式の取引は、それ自体不法行為を構成し、同取引による原告の損害を賠償する責任があるというべきである。

### (3) 被告各会社の代表取締役及び取締役の賠償責任

イ 被告各会社は、前述のとおり、それ自体違法な未公開株式の取引を行っていたのであるから、被告各会社の代表取締役及び取締役は、その地位に基づく監視義務を尽くし、被告各会社が行っていた違法な未公開株式の取引を中止させ、業務の適性化を図る義務があったというべきであり、それにもかかわらず、被告各会社は、原告との間で前記認定のとおり未公開株式の取引をしたのであるから、被告各会社の代表取締役及び取締役は前記監視義務を怠り、前記取引行為の違法性に照らし、同義務を怠ったことにつき重大な過失があったと認めるのが相当であり、改正前266条の3により、原告が被告各会社と行った未公開株式の取引により被った損害を賠償する責任がある。

ロ 名目上の取締役であっても、取締役としての前記監視義務を免れるものではなく、改正前266条の3による取締役の責任を負うと解されるところ、前記認定事実によれば、被告金は、平成15年3月3日、被告太田の求めに応じ、同会社の取締役に就任し、その旨登記され、平成17年6月16日に辞任した旨の登記がなされていることが認められるので、同期間、名目的であったにせよ同会社の取締役であったと認められる。

被告金は、被告コンチネンタル・ウェイの取締役に就任したが、同会社の業務には一切関与せず、しかも、平成15年夏ころ、代表取締役であった被告太田の承諾を得て、取締役を辞任したから、前記取締役としての責任はない旨主張し、被告金の陳述書（乙ハ6）にはこれに沿う記載があるが、前記認定事実に照らし、採用できず、他に前記認定を覆すに足りる証拠はない。

ハ 被告福嶋も被告コンチネンタル・ウェイの名目上の取締役であったことを理由に前記取締役の責任を負わない旨主張するが、前記被告金について述べたと同様に理由がない。

ニ 被告三浦及び同萩原は、前記取締役の責任を否定するが、前記認定事実によれば、両被告は、被告フロンティアの設立当初から同会社の取締役に就任していることが認められ、その在任期間において、いずれも前記取締役の責任を負うのは明らかである。

ホ 被告三好は、被告コンチネンタル・エム・ケー設立当初から同会社の代表取締役に、被告川田も、同会社設立当初から同会社の取締役にそれぞれ就任、現在までその地位にあるので、前記取締役の責任があることは明らかである。

ヘ 被告加藤は、被告コンチネンタル・エム・ケーの取締役に就任することを承諾したこともなく、適式な選任手続もなかったし、取締役就任登記があることも知らなかつたのであるから、前記取締役の責任を負わないと主張する。

証拠（乙ニ1、2の1及び2、被告コンチネンタル・エム・ケー代表者兼被告三好、被告加藤）及び弁論の全趣旨によれば、被告加藤は、平成15年9月1日、被告コンチネンタル・ウェイに入社し、当時被告三好が、同会社の業として行っていた未公開株式の販売業務に従事し、その後、被告三好が、同16年5月21日に被告コンチネンタル・エム・ケーを設立し、同会社の代表取締役に就任し、未公開株式の販売業務を始めたのに伴い、同会社の従業員として、従前同様未公開株式の販売業務に従事していたこと、被告加藤は、被告コンチネンタル・エム・ケーの取締役に就任することを承諾したこともなく、同人を取締役に選任する手続もなかったが、同会社設立当初から被告加藤は同会社の取締役として登記されていたこと、被告加藤の取締役登記がなされた後の同年7月ころ、被告三好は、被告加藤に対し、同会社の取締役に就任するよう要請し、被告加藤がこれを承諾する旨返答したこと、被告加藤は、同年8月3日をもって同会社を解雇されたこと、被告加藤の取締

役登記は解雇後もそのまま放置され、同年10月22日には重登記がなされていること、被告加藤は、本訴提起後の平成18年5月10日に商業登記簿を調査し、初めて取締役として登記されていることを知り、被告三好に対し善処方を申し入れたが、何ら措置されることがなかったこと、被告加藤は、平成19年3月1日、被告三好に対し、内容証明郵便により前記登記の抹消を求めたが、現在も登記されたままであることが認められる。

上記認定事実によると、被告加藤は、被告コンチネンタル・エム・ケー設立当初、取締役就任を承諾したこともなく、また、取締役就任登記があることも知らなかつたと認められるものの、その後、被告三好から、同会社の取締役に就任するよう要請を受けてこれを承諾する旨返答したことが認められ、これによれば、その承諾によって、被告加藤と同会社との間で取締役就任の委任契約が成立したものというべきであつて、被告加藤に取締役就任の真意がなかつたとしても、また、名目上の取締役として就任したにすぎなかつたとしても、以後被告加藤は、前記取締役としての責任を負うというべきである。また、被告加藤は、平成16年8月3日、被告コンチネンタル・エム・ケーを解雇されたので、仮に名目上の取締役であったとしても、同日をもって、名目上の取締役も解消した旨主張するが、従業員として解雇されたことが取締役退任事由となるものではなく、前記認定事実によれば、同解雇後も被告加藤の取締役退任登記がなされることなく、従前の登記のままであったところ、被告加藤は、真意でないとしても、取締役就任を承諾したのであり、これにより取締役就任登記がなされることも当然予測できたというべきであるから、退任後は商業登記簿を調査のうえ、取締役就任登記が放置されないよう注意すべき義務があったというべきである。しかるに、被告加藤は、平成18年5月10日に登記簿を確認するまで、従前の登記のままであることに気づかなかつたというのであるから、上記義務を怠ったのは明らかであり、改正前商法14条を類推して、改正前266条の3の責任を負うと

解するのが相当である。

よって、被告加藤の前記主張は理由がなく、被告加藤は、コンチネンタル・エム・ケー取引株購入による原告の損害につき賠償する責任があるというべきである。

(3) 被告松川及び同郡嶋が、原告に対し、違法な勧誘行為を行い、それにより原告が本件未公開株式を購入したことは前記認定のとおりであり、同人らの陳述書（乙ハ6，7）にはこれに反する記載部分があるが、前掲各証拠に照らし採用できず、他に前記認定を覆すに足りる証拠はない。両被告が行った違法な勧誘行為は不法行為に該当し、被告両名は、不法行為に基づき、同人らの違法な勧誘により本件未公開株式を購入したことによる原告の損害を賠償する責任がある。

#### (4) 原告の損害と各被告の賠償額

##### イ 被告コンチネンタル・ウェイ関係

前記認定事実によれば、原告は、コンチネンタル・ウェイ取引株を購入し、代金合計150万円を支払ったことが認められる。本件未公開株式の取引は、前記認定のとおり、違法な取引であり、本件各未公開株式の売買は無効であるというべきであるから、前記支払代金相当額の損害を被ったと認めるのが相当である。なお、前述のとおり同株式の売買は無効であるから、原告が本件売買にかかる未公開株式の株券を所持していたとしても、その所有権を取得することではなく、そのことが前記損害額に影響するものではない。これにかかる被告らの主張は理由がない。

原告が、不法行為となる前記株式の取引により損害を受け、これによって精神的苦痛を被ったことは容易に推測できるところであり、本件取引の違法性等に鑑みると、同精神的苦痛を慰謝するには10万円をもってするのが相当である。また、前記不法行為と相当因果関係のある弁護士費用相当損害金は15万円と認めるのが相当である。

以上によれば、被告コンチネンタル・ウェイ、被告太田、同金、同田中、同福嶋及び同松川は、連帶して前記損害金合計175万円及びこれに対する不法行為の日から支払すみまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務がある。

ロ 被告フロンティア関係

前記認定事実によれば、原告は、フロンティア取引株を購入し、その代金95万円を支払ったことが認められ、前記イで述べたとの同様の理由により、原告は、同代金相当額の損害を被ったと認めるのが相當である。

原告が、前記株式にかかる株券を所持していたことが、上記損害額に影響しないことは前記イで述べたところと同様である。

また、被告らは、過失相殺を主張するが、本件未公開株式取引の違法性等本件記録に顕れた諸般の事情を考慮すると原告に過失相殺すべきほどの過失があったとは認められず、過失相殺の主張は採用できない。

前記不法行為と相当因果関係のある弁護士費用相当損害金は9万円と認めるのが相當である。

以上によれば、被告フロンティア、被告中川、同三浦、同萩原及び同松川は、連帶して上記損害金合計104万円及びこれに対する不法行為の日から支払すみまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務がある。

ハ 被告コンチネンタル・エム・ケー関係

前記認定事実によれば、原告はコンチネンタル・エム・ケー取引株の購入代金として合計1350万円を支払ったことが認められ、前記イで述べたとの同様の理由により、原告は、同代金相当額の損害を被ったと認めるのが相当である。

原告が、前記株式にかかる株券を所持していることが、前記損害額に影響しないことは、前記イで述べたところと同様である。

前記不法行為により、原告が精神的苦痛を被ったことが容易に推測できる

ことは前記イと同様であり、その精神的苦痛を慰謝するには80万円をもつてするのが相当である。

前記不法行為と相当因果関係のある弁護士費用相当損害金は130万円と認めるのが相当である。

以上によれば、被告コンチネンタル・エム・ケー、被告三好、同川田、同加藤及び同郡嶋は、連帶して上記損害金合計1560万円及びこれに対する不法行為の日から支払すべきまで年5分の割合による遅延損害金の支払義務がある。

4 よって、本訴請求は、主文掲記の限度で理由があるから、その限度でこれを認容し（なお、遅延損害金については、原告主張の限度で認容する。）、その余は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第18部

裁 判 官 飯 田 恭 示

これは正本である。

平成19年12月13日

東京地方裁判所民事第18部

裁判所書記官 君嶋

努

